

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0205	学校等防音工事に係る工法検討業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月19日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年4月17日(金)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月27日(金)12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和8年3月31日（火）12:00までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年4月15日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕 様 書			
件 名	学校等防音工事に係る工法検討業務	作成年月日	令和 8 年 2 月 2 4 日
		作 成 課	地方協力局 地域社会協力総括課

1. 適用範囲

この仕様書は、「学校等防音工事に係る工法検討業務」について適用する。

2. 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 号）
（以下「グリーン購入法」という。）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定）

3. 本業務に関する要求

3.1 業務の目的

防衛省（委託者）は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号）（以下「環境整備法」という。）第 3 条第 2 項に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等により生ずる音響で著しいものを防止、又は軽減するため、学校、病院等の防音工事を行う者に対し、助成の措置を採っているところである。

本業務は、学校、病院等における防音工事の標準仕方を策定し、見直しの資とすることを目的とする。

3.2 本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 契約の履行に必要な業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (3) 前記(2)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4. 業務の内容

4.1 業務の範囲

本業務は、次の4.1.1の項目について検討を行い、防音工事標準仕方の案を策定する。また、当該調査検討の結果については、4.1.2の検討委員会の確認を受けるものとする。

4.1.1 学校等防音工事に係る工事標準仕方の検討

- (1) 防音工事標準仕方の案の策定に当たっては、防衛施設周辺防音事業補助金に係る工事の標準仕方について（地防第4063号。24.3.29）に添付している防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（以下、「防音工事仕方書」という。）の内容を把握したうえで、建築基準法その他関係する法令等に規定されている内容を踏まえて見直しの要否（現行基準の整合性、省略の可否、より正確な記載方法など）について検討すること。（項目数：約10）
- (2) 防音工事仕方書の建具の必要遮音性能について、飛行場周辺（航空機騒音）・演習場周辺（砲撃音）で区分して定めることの適否及び飛行場周辺の定め方を検討する。
- (3) 教育関係施設（学校等）・医療関係施設（病院等）に使用される外部開口部の建具の種類、形式、ガラス等について調査し、教育関係施設・医療関係施設で防音工事の仕様を区分して定めることの適否及び必要に応じてそれぞれの定め方を検討すること。
- (4) 4.1.1の(2)及び(3)の調査結果を踏まえ、市場に出回っている防音建具（以下、「市販防音サッシ」という。）及び単板ガラス・複層ガラスの仕様、遮音性、耐風圧性、気密性、水密性等について調査する。
- (5) 飛行場周辺で実施する防音工事の建具の性能について検討するため、市販防音サッシ等の遮音性能調査をJIS A 1416に定めるタイプⅡ試験室において実施する。
市販防音サッシの試験体は4.1.1の(2)～(4)の結果を踏まえ、所要の性能が見込めるものとし、以下のとおりとする（合計12種類）。
 - ・市販ビル用アルミサッシ4種類（片引き単板ガラス入、片引き複層ガラス入、引き違い単板ガラス入、引き違い複層ガラス入）
 - ・市販アルミ樹脂複合サッシ2種類（片引き複層ガラス入、引き違い複層ガラス入）
 - ・インナー樹脂サッシ2種類及び外部に面するサッシ1種類（インナー樹脂サッシは引き違い単板ガラス入、引き違い複層ガラス入。外部に面するサッシについては4.1.1の(3)及び(4)の市場調査を踏まえ検討すること。）
 - ・防音工事仕方書2.3の区分1、2、4に規定する3種類のサッシ
- (6) 4.1.1の(2)～(5)の調査結果を踏まえ、防音工事仕方書に定める市販防音サッシの性能規定（遮音性、耐風圧性、気密性、水密性）及び仕様規定（サッシの型式、ガラス構成等）の新たな定め方の検討を行う。（検討を行う上で、40dB以上の防音量を確保可能な工法について検討を行うこと。）

4.1.2 検討委員会の開催について

- (1) 調査に当たっては、音響学、建築学及びその他所要の専門分野の学識経験者3名（委員長1名、委員2名）により構成する検討委員会を設置する。（委員長は大学教授相当、各委員は大学准教授相当とする。）
なお、同委員会には、防衛省職員がオブザーバー（3名程度）として参加する。
- (2) 4.1.1の調査検討結果は、客観性及び透明性を確保するため、検討委員会により確認を受けるものとする。（1名当たり4回分）
- (3) 委員は契約相手方が選定し、監督官の確認を受けるものとする。
- (4) 契約相手方は、検討委員会からの要求に応じて業務の進捗状況を報告すること。
また、検討委員会から調査内容について資料等を要求された場合は、その資料等を作成し、提出すること。
- (5) 検討委員会の開催に要する費用（委員への謝金、人件費及び会議室使用料等）については、契約相手方が負担し、会場準備、日程調整等の庶務についても契約相手方が行うものとする。

4.2 留意事項

- (1) 契約相手方は、防衛省で実施している学校等防音事業の内容等を予め把握すること。
- (2) 本件調査の実施に関連した音響学、建築学及びその他所要の専門分野に関する学術論文等の文献については、必要に応じ広く国内外の文献も対象に把握すること。
- (3) 必要に応じて、本件調査の実施に関連した市場調査等を行うこと。

4.3 貸与品

貸与する物品は下表のとおりで、数量は各1部とする。

表. 貸与品一覧

No.	名 称	貸与及び返却場所
1	4.1.1に示す調査に必要な過去の調査報告書	防衛省地方協力局 地域社会協力総括課

5. 実施計画書

- (1) 契約相手方は、本件業務の契約締結後速やかに、業務の実実施計画書（1部）を監督官に提出し、承認を受けること。
- (2) 実施計画書には、次の事項を記載すること。
 - (a) 工程表
 - (b) 概要（目的、期間、項目、方法等）に関する事項
 - (c) 検討委員会開催等に関する事項

(d) その他本件業務を実施するに当たって必要と認められる事項

6. 報告書等

- (1) 提出する報告書の規格はA4版とし、製本したものを1部提出すること。なお、図面や罫表等A4を上回る大きさの用紙を使用する際は、A4サイズに折って報告書に加えるものとする。
- (2) (1)の報告書を記録した電子媒体を1部提出すること。
※電子媒体については、契約相手方が用意する電子媒体によりMicrosoft Word、Excel、PowerPointで閲覧、編集、保存ができるファイル形式にてメール等で納品すること。
- (3) 報告書については、グリーン購入法を遵守し、本調達物品等が「環境物品等の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (4) 報告書には、下記の事項を記載すること。
 - (a) 概要（目的、期間、項目、方法等）
 - (b) 4. 業務の内容に関する事項
 - (c) その他本件業務内容に関して必要と認められる事項

7. 履行期限

令和9年3月19日

8. 検査

検査は、この仕様書に基づき、地域社会協力総括課支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

9. その他

9.1 一般事項

9.1.2 実施全般

- (1) 契約相手方は、本件業務の実施に当たっては、契約相手方として当然要求されるものの注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 契約相手方は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、契約相手方の負担において実施すること。
- (3) 契約相手方は、監督官の指示があった場合は、本契約の履行状況について、監督官に報告すること。
- (4) 契約相手方は、本件業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従うこと。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の

承認を得ること。

9.1.3 報告書

- (1) 契約相手方は、調査報告書について、あらかじめ監督官と協議するものとし、作成過程においては、進捗に応じ、監督官の確認を受けること。
- (2) 契約相手方は、防衛省に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
 - (a) 調査報告書の内容を公表すること。
 - (b) 調査報告書を防衛省が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変及びその他の修正をすること又は、防衛省の委任した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変及びその他の修正をさせること。
- (3) 契約相手方は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ防衛省の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
 - (a) 調査報告書の内容を公表すること。
 - (b) 調査報告書を複製し、又は翻案すること。

9.1.4 著作権

- (1) 契約相手方は、調査報告書が著作権法第2条第1項1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち契約相手方に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該調査報告書の提出時に防衛省に無償譲渡するものとする。
- (2) 防衛省が著作権を行使する場合において、契約相手方は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 契約相手方は、その作成する調査報告書が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、防衛省に対し保証すること。
- (4) 契約相手方は、その作成する調査報告書が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときには、契約相手方がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。
- (5) 契約相手方は、本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。また、本役務によって発生した著作権は官側に譲渡するものとする。

9.1.5 再委託

- (1) 本業務の契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を支出負担行為担当官に提出し承諾を得ること。

なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同

様とする。

- (2) 再委託を行った場合において、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を支出負担行為担当官に提出し承諾を得ること。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

9.2 情報保全

9.2.2 当該役務に係る情報の取り扱い

- (1) 契約相手方は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は破棄してその旨を書面で報告すること。
- (2) 契約相手方は、当該役務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。
- (3) 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

9.2.3 第三者に係る取り扱い

- (1) 契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約相手方と同様の保全の約定をさせるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏洩又は他に転用してはならない。

9.2.4 その他

- (1) 本件役務に使用するサーバーについては国内に設置されていること。
- (2) 契約相手方は、9.2.2 及び 9.2.3 に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- (3) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。

9.3 役務に従事する者の申請

契約相手方は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。